



# 島根県報

令和5年8月8日（火）

第 4 3 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
令和5年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	（畜産課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出（2件）	（農村整備課）	2
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	（沿岸漁業振興課）	4

### 【公 告】

令和5年度消防設備士講習の実施	（消防総務課）	4
公共測量の実施（2件）	（技術管理課）	5
公共測量の終了	（ ” ）	6

## 告 示

### 島根県告示第534号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和5年8月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社たいしゃR e .	訪問介護	訪問介護事業所 バディ	出雲市斐川町鳥井691	令和5年9月1日

### 島根県告示第535号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定による令和5年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和5年8月8日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	検査成績
22332990001	富士（日馬血30232 0011）	馬 日本輓系種	2級

### 島根県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年8月8日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 静間川沿岸土地改良区

#### 1 就任した役員の氏名及び住所

##### 理事

- 三谷 薫 大田市静間町1015番地1
- 釜田 正年 大田市久利町行恒301番地1
- 荊尾 浩治 大田市静間町857番地1
- 石田 時雄 大田市長久町稲用507番地
- 岡田 一秀 大田市長久町稲用846番地

##### 監事

- 田平 修二 大田市長久町稲用2番地
- 尾笹 宏明 大田市長久町稲用632番地

#### 2 就任年月日

令和5年7月9日

#### 3 退任した役員の氏名及び住所

##### 理事

荊尾 浩治 大田市静間町静間857番地 1  
竹下 寛 大田市静間町静間448番地 3  
三谷 薫 大田市静間町静間1015番地 1  
釜田 正年 大田市久利町行恒301番地 1  
坂根 昭一 大田市長久町稲用604番地  
石田 時雄 大田市長久町稲用507番地  
坂根 謙二 大田市長久町稲用476番地 1  
亀岡 正則 大田市長久町稲用181番地

## 監事

松本 哲一 大田市長久町稲用479番地  
岩崎 実 大田市長久町稲用79番地 5

## 島根県告示第537号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年8月8日

島根県知事 丸 山 達 也

大田市温泉津町福光土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

## 理事

平田 和弘 大田市温泉津町福光口42番地 1  
坪内 義幸 大田市温泉津町福光イ196番地  
笠木 久俊 大田市温泉津町福光ハ67番地 1  
藤本 英敏 大田市温泉津町福光口61番地 1  
坂根 康弘 大田市温泉津町福光口116番地  
坪内 典生 大田市温泉津町福光イ199番地 1  
福富 康造 大田市温泉津町福光口210番地 3  
市原 和明 大田市温泉津町福光イ295番地 5  
中川 三夫 大田市温泉津町福光口67番地  
福富 久幸 大田市温泉津町福光口166番地

## 監事

熊谷 哲治 大田市温泉津町福光イ277番地 4  
青柳 利寿 江津市江津町856番地 2  
大野 和徳 大田市温泉津町今浦ハ1251番地 2

## 2 就任年月日

令和5年3月30日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

平田 和弘 大田市温泉津町福光口42番地 1  
坂根 康弘 大田市温泉津町福光口116番地  
福富 久幸 大田市温泉津町福光口166番地

- 藤本 英敏 大田市温泉津町福光口61番地 1
  - 石原 寛二 大田市温泉津町福光口173番地
  - 中川 三夫 江津市都野津町2327番地14
  - 福富 康造 大田市温泉津町福光口210番地 3
  - 坪内 典生 大田市温泉津町福光イ199番地 1
  - 市原 和明 大田市温泉津町福光イ295番地 5
- 監事
- 藤本 賢治 大田市温泉津町福光口 2 番地 4
  - 坂根 和男 大田市温泉津町福光口246番地 2
  - 熊谷 哲治 大田市温泉津町福光イ277番地 4

**島根県告示第538号**

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、令和5年8月8日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和5年8月8日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和5年8月7日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和5年8月8日

島根県知事 丸 山 達 也

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表19の項漁業の区分の欄の2中「及び」を「、」に改め、「営む漁業」の次に「、沖合底びき網漁業、大型底びき網漁業及び中・小型底びき網漁業」を加え、同欄の3中「、沖合底びき網漁業、大型底びき網漁業及び中・小型底びき網漁業」を削る。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項及び22の項中「知夫村出張所」を「知夫出張所」に改める。

**公 告**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、令和5年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和5年8月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者

2 講習年月日及び場所

講 習 区 分	免 状 の 区 分	講 習 年 月 日	場 所
消火設備	第1類の甲種	令和5年10月11日	松江市
	〃 乙種		
	第2類の甲種		
	〃 乙種		
	第3類の甲種		
	〃 乙種		

警報設備	第4類の甲種	令和5年10月12日	出雲市
	〃 乙種		
	第7類の乙種		
避難設備・消火器	第5類の甲種	令和5年10月13日	出雲市
	〃 乙種		
	第6類の乙種		

注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。

2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。

### 3 講習科目及び講習時間

(1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分

(2) 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項 4時間

※ 講習終了後効果測定を行う。

### 4 受講申請手続

(1) 受講申請書の請求先

(一社)島根県消防設備協会、島根県防災部消防総務課、隠岐支庁及び各消防本部

(2) 受講手数料

7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。

(3) 受付期間及び提出先

ア 受付期間

令和5年8月21日から同年9月8日まで（郵送の場合は、9月8日の消印有効）

イ 提出先

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル2階「(一社)島根県消防設備協会」(郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。)

### 5 問合せ先

〒690-0888

松江市北堀町15番地 島根県北堀町団体ビル2階

(一社)島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305又は0852-33-7255

F A X 0852-33-7291

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年8月8日

島根県知事 丸山達也

### 1 作業種類

公共測量（数値地形図データ更新）

### 2 作業期間

令和5年7月27日から同年10月18日まで

### 3 作業地域

松江市玉湯町、乃白町及び乃木福富町地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年8月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間  
令和5年8月1日から同年11月22日まで
- 3 作業地域  
邑智郡川本町及び美郷町全域

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和5年7月28日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年8月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和4年9月2日から令和5年3月31日まで
- 3 作業地域  
隠岐郡隠岐の島町